

静岡県労働委員会告示第1号

令和5年6月28日、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、次のとおり労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を認定した。

なお、平成30年静岡県労働委員会告示第1号は、廃止する。

令和5年7月11日

静岡県労働委員会会長 森本 耕太郎

1 地方公営企業の名称

島田市立総合医療センター

2 組合の名称又は表示

島田市立総合医療センターの職員が結成し、又は加入する労働組合

3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
島田市立総合医療センター	顧問、院長、副院長
診療部	第一診療部長、第二診療部長、第三診療部長、各診療科の部長、医長、副医長
医療情報部	部長、室長、室長補佐
診療技術部	部長、室長、室長補佐、技師長、技師長補佐
薬剤部	部長、局長、局長補佐、室長、室長補佐
看護部	部長、副部長、看護師長
事務部	部長、次長、課長、参事、課長補佐、室長、室長補佐、経営企画課企画広報係長、経営企画課経営係長、経営企画課企画広報係主査、病院総務課総務係長、病院総務課職員係長、病院総務課施設係長、病院総務課総務係及び職員係の人事・給与担当の主査及び主事
地域医療支援センター	部長、室長、室長補佐
医療安全管理室	部長、副部長、室長補佐
感染管理室	部長、副部長